

設備等の要件及び補助対象設備等 一覧

設備等の種類		要件	補助対象	要件となる基準							
全体共通		●	●	<ul style="list-style-type: none"> 建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準」、または省エネ法に基づく「H28年基準」もしくは「H25年基準」における計算に準拠した評価方法(P 6 参照)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。 設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。 							
断熱	高断熱外皮	●	該	地域区分	1・2地域	3地域	4・5・6・7地域		8地域		
				外皮平均熱貫流率(UA値)	0.4以下※1		0.5以下		0.6以下		基準値なし
				地域区分	1・2・3・4地域		5地域	6地域	7地域	8地域	
				冷房期の平均日射熱取得率(η A値)	基準値なし		3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下	
省エネルギー設備	暖房 冷房 設備	高効率個別エアコン(マルチエアコンも可)	該	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(ⅴ)を満たす機種であること。 (http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf の 表A. 2参照) 							
				暖房 設備	●※2	該	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③のいずれかを満たすこと。 ① 熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ② 熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの ・ 断熱配管を採用すること。 				
	暖房 設備	該	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。 ① 熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ② 熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの ・ 断熱配管を採用し、床の上面放熱率が90%以上とすること。 								
			暖房 設備				該	地域区分	1・2・3 地域		4 地域
	暖房 設備	該	該	COP	3.0以上		3.3以上	3.7以上		基準値なし	
				暖房 設備	該	-					
	冷房 設備	ヒートポンプ式セントラル空調システム	該	該	地域区分	1・2・3 地域		4 地域	5・6 地域	7 地域	8 地域
					COP	基準値なし		3.3以上			
	給湯 設備	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)	該	該	<ul style="list-style-type: none"> JIS基準(JIS C 9220)に基づく年間給湯保温効率または年間給湯効率が3.0以上(但し、寒冷地(1・2・3地域)の場合は2.7以上)であること。※4 						
		潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)	該	該	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。 ※4 						
潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等)		該	該	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。 ※4 							
ガスエンジン給湯機(エコウィル等)		該	該	<ul style="list-style-type: none"> ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。 							
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)		該	該	<ul style="list-style-type: none"> 熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。 電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。 							
太陽熱利用システム		●※3	該	<ul style="list-style-type: none"> 太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。) 							
燃料電池(エネファーム等)		●	該	<ul style="list-style-type: none"> 固体高分子形燃料電池(PEFC)について、JIS基準(JIS C 8823:2008小形固体高分子形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上)及びLHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。 ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。 固体酸化物形燃料電池(SOFC)について、JIS基準(JIS C 8841:2010小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が40%以上(高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上)及び、LHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。 ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。 上記以外の燃料電池については、上記に相当する効率以上であること。 							
換気設備(24時間換気に係るもの)	●	該	<ul style="list-style-type: none"> 設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。 ① 熱交換型換気設備は温度(顕熱)交換効率65%以上であること ② 熱交換型換気設備以外の換気設備は比消費電力が0.4W/(m³/h)以下であること 								
照明 設備	LED照明	●	該	<ul style="list-style-type: none"> LEDが光源であるもの 							
	蛍光灯	●※5	該	<ul style="list-style-type: none"> インバータタイプで100(lm/W)以上のもの 							

設備等の種類		要件	補助対象	要件となる基準
創エネルギーシステム	太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステム	●		—
蓄電システム		○	該	・平成27年度補正予算 住宅省エネルギー促進事業費補助金 対象製品一覧(蓄電システム) ※6の「再生可能エネルギー蓄電モード」が「有」で登録されたリチウムイオン蓄電システムであること。
エネルギー計測装置		●		・エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。 ・「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 詳細はP13「エネルギー計測装置の要件」参照。

●:本事業で導入を必須とすること

○:補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと

該:本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注)補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

※1 「寒冷地特別外皮強化仕様」の場合は外皮平均熱貫流率(UA値)を0.25以下とすること。

※2 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。
但し、1、2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認めます。

※3 いずれかの設備を導入すること。

※4 給湯機のJIS効率(計算支援プログラムの入力下記のとおり)
JIS効率は、対象機器のJIS S 2075に基づくモード熱効率の値です。設置する給湯機にモード熱効率が表示されていれば、その値を入力してください。
設置する給湯機にモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率のみ表示されている場合には
・ 潜熱回収型ガス給湯機(追焚あり)の場合はエネルギー消費効率6.4%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。
・ 潜熱回収型ガス給湯機(追焚なし)の場合はエネルギー消費効率4.6%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。
・ 潜熱回収型石油給湯機の場合はエネルギー消費効率8.1%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。

※5 住宅設備機器に付属する照明を除く。

※6 平成27年度補正予算 住宅省エネルギー促進事業費補助金 対象製品一覧(蓄電システム)
URL:<https://sii.or.jp/renovation27r/search/maker?tab=maker&category=battery#search>

【重要】蓄電システムの導入目的と機器要件について

<導入目的>

本事業において補助対象となる蓄電システムは、上記機器要件を満たし、かつ再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器とします。

蓄電システムを補助対象として申請・導入する申請者は、制度上の目的を理解の上、その目的に沿った機器運用を行ってください。

<補助対象機器>

平成27年度補正予算 住宅省エネルギー促進事業費補助金 対象製品一覧(蓄電システム)の「再生可能エネルギー蓄電モード」項目が「有」で登録された機器が補助対象機器になります。

以下の要件等を満たす機器が掲載されています。

【接続および運用の要件】

再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)

【仕様の要件】

ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの。